

一連 番号	事件 番号	件名	内容	違反法条	措置年月日
1	28 (措) 1	東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	東北地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	3条後段	H28. 2. 5
2	28 (措) 2	新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	3条後段	H28. 2. 5
3	28 (措) 3	北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	北陸地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	3条後段	H28. 2. 5
4	28 (措) 4	農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の施工業者に対する件	特定農業施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H28. 2. 10
5	28 (措) 5	アルミ電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	H28. 3. 29
6	28 (措) 6	タンタル電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	H28. 3. 29
7	28 (措) 7	コールマンジャパン株式会社に対する件	コールマンのキャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に、次の販売ルールに従って販売するようにさせていた。 ① コールマンジャパンがコールマンのキャンプ用品ごとに定める下限の価格以上の価格で販売すること。 ② 割引販売は、他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として、コールマンジャパンが指定する日以降、チラシ広告を行わずに、一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。	19条（2条9項第4号）	H28. 6. 15
8	28 (措) 8	東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者に対する件	電力保安通信用機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。	3条後段	H28. 7. 12
9	28 (措) 9	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件	東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H28. 9. 6
10	28 (措) 10	東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件	東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者及び受注予定者が受注できるように協力する旨を合意していた。	3条後段	H28. 9. 21